

専門家でない者の立場から 「歴史」を再考・再審する試み

大越愛子

一 「歴史」への問い

「歴史は必ずしも専門家だけが語るものではない。歴史はその時代、時代に生きていた切実な問題意識を持った人たちが、色々な角度から語っているのではないか」¹。

これは、歴史専門の研究誌に当時取りかかっていた日韓「女性」共同歴史教材編纂プロジェクトについて寄稿した際に、冒頭に掲げた言葉である。ジェンダー視点で東アジアの近現代史を書きかえるという大胆な試みに、大半が歴史学の専門家ではない者たちが挑戦することに対して、歴史学者が感じるであろう異和感を予想して書かれている。同時に、専門家たちに囲い込まれた「歴史」がいかに多くの問題を切り捨ててきたか、そしてその欠落が、「歴史」をいかに歪んだものとしてきたかを指摘する意図もこめられている。

日韓「女性」歴史教材編纂プロジェクトが開始される契機は、1990年代に被害女性の告発によって明らかにされた日本軍性奴隷制問題がある。戦争時に行使される女性に対する暴力は、有史以来公然の秘密とされてきたが、いわゆる「歴史」においては隠蔽され、被害女性たちの声は沈黙の中に封印されていた。戦時性暴力に関しては、「歴史」は加害者を不処罰の状態で放置してきたし、他方被害女性たちを無視するか、あるいは加害者に都合のいい解釈装置の中でスティグマ化してきた。

これは、「歴史」において重大な不正義が行われてきたということの意味しているのではないだろうか。現実に生起する出来事に顕現する歴史は、近代の歴史哲学者が論じるような「理念の自己実現」でもなければ、「共同体のアイデンティティ・ポリティクス」として物語られるようなものでもない。規範や秩序も表層的なものでしかなく、内実においては形態を変換した様々な暴力が荒れ狂い、無力な人々を餌食としてきたといえる。そのため「歴史に正義を求めるなんてありえない。それこそ抑圧的だ」という冷笑的な論者の言葉も、もっともらしく聞こえる。

だがここでいう「不正義」とは、訳知り顔の論者たちが「正義」と命名するものに関する基準で捉えられる「不正義」ではない。近年特に支配する側が多用する「正義」によって、彼らに服しない者が「不正義」のレッテルを貼られる傾向が露出している。このように「正義」「不正義」を命名する権力が「歴史」を支配し、そうした権力から排除されている者たちの痕跡が消去されていること、これこそが重大な不正義に他ならない。

しかし専門的な歴史家たちは、このような不正義に対して鈍感であったと言えるのではないか。彼らの多くは、歴史的資料と認められるものを重視し、そこに表象されるものによって形作られる世界のみを記述することに努めてきた。その外部にあるかもしれないものに関しては、確証がない仮説にすぎず禁欲すべきものとしてきた。このような「歴史」のあり方に関しては、シモーヌ・ヴェイユの鋭い言葉を思い出したい。

1 大越愛子「なぜ日韓〈女性〉共同歴史教材編纂プロジェクトを立ち上げたか」『日本史研究』497号、2004年、24頁

「いわゆる歴史家的精神は、肉と血とを発見するために紙背に徹することはない。それはただ、思惟を資料に従属させることにあるのだ。そもそもこの本性上、資料は権力者や征服者のところから出る。このゆえに歴史とは、虐殺者が犠牲者たちと自分たち自身にかんしておこなった供述の編纂に他ならない」²

ヴェイユは資料を否定しているのではない。彼女は、書かれたものの行間の意味を読み取り、「想起された事件のなかにおのれを移し換え、深い意味を秘めた小さな事柄に長い間おもいをこらし、その意味するいっさいを見破る」思惟の力が必要だと言うのである。だがこのような思惟の力を資料に従属させるのが、専門的な歴史記述のあり方とされてきた。だがヴェイユが暗示しているように、専門家と言われる人たちがその思惟の力を資料に従属させたというのは、客観的立場にいるというよりむしろ、資料を構成しそれを伝達した者たちの価値判断に従属したということではないだろうか。それは、資料に表象されることのなかった出来事、あるいは人たちの存在、彼らの思いなどを排除する行為に他ならないのではないか。

「資料に語らせる」ということは、「資料が語っていないことをも資料に語らせる」思惟の力を発動することであろう。それは、特定の専門的訓練を受けることでのみ生成されるものではない。むしろ切実な問題意識を持って資料に切り込むことで、資料の厚化粧がはぎ取られ、資料が発生しつつある状況、そこに発動している権力関係、資料化されることなくゴーストと化したものたちが立ち現れてくることではないのか。

日本軍性奴隷制問題に関しては、その立案、制度化、実行過程を明確に記述した公的な資料はない。その点を、実証主義を盾にとるナショナルな歴史家たちが執拗に追及した。だが公的な資料（この場合は加害側の資料）がむしろ語っていないということが何を意味しているのか、あるいは僅かに残された断片をつなぎ合わせることで何を浮かび上がらせることができるのか等、このような問題に取り組むことこそが思惟の力ではないだろうか。

日本軍性奴隷制を告発した被害女性たちは、公的資料の中に記されることはなかった。それゆえ彼女たちが生身の身体をかけて証言しているにもかかわらず、その証言は疑惑の眼差しに曝され、別の解釈装置に押し込まれた。被害者として自分たちが存在すること、その存在をかけた証言が「歴史」として認知されないことの理不尽さに、被害女性たちは懊悩した。それは彼女たちの身体に突き刺さった不正義である。彼女たちは「不正義」を身体化された者として、彼女たちを無化する「歴史」にその自己省察を迫ったのである。

このような問いかけに対して、「歴史」はどのように応えることができるのだろうか。少数ではあるが、専門的歴史家からこのような問いかけへ真摯に応答する試みが行われつつある。その地道な応答実践は、いわゆる公的な「歴史」を突き破り、「歴史」を語るの意味に新たな地平を開いていると言える。

それとともに、いわゆる歴史専門家ではないが、「歴史」に現れてきた、あるいは消去されてきた様々な個別的問題に切実な問題意識を持って関わる複数の者たちによって、「歴史」を語ることへの挑戦が始まった。それには、いわゆる「歴史」記述からこぼれ落ちてきたものを補足・補完するという意識に基づくものもあるが、従来的な「歴史」記述そのものを解体していくという挑発的なものもある。いずれにせよ、そこには「歴史」を多様に複数的に開放していくことに対する、強い意欲がある。

二 「歴史」研究者たちの苦闘

「歴史」の脱専門化への要求は、専門家を称する人たちによって「歴史」とされてきたものに対する不信感、さらには、異議申し立てという営みと無縁ではない。専門家による「歴史」に人が最初にふれるの

2 S.Weil, The Need for Roots, trans. A. Williams, Harper & Row, New York, 1971, p. 225 山崎庸一郎訳『根をもつこと』春秋社、1967年、246頁

は、通常「歴史」教科書を通してである。もちろん「歴史」教科書以外に歴史読み物は巷間に氾濫しており、それらの読み物は具体的事実や事件の詳細を書き記すことで、いわゆる公的な「歴史」の外部にあるものへの好奇心を煽り立てる。とはいえ、「歴史」の外部にあるものが何故外部にあるのか、その外部のものは何故公的「歴史」に書き込まれることがなかったのかという疑問は、厳重に封印される。日本軍「慰安婦」とされた女性たちの存在も、その典型である。彼女たちの存在は、戦場から帰ってきた兵士たち同士の仲間内の語り、火野葦平などの戦場を舞台にした小説の中などに散見されていた。それらを取材して1973年に出版された千田夏光のルポ『従軍慰安婦』はベストセラーにもなっている。しかし、彼女たちの存在は1997年までの「歴史」教科書には全く欠落していたし、2005年に検定を受けた公的「歴史」教科書からは再度抹殺されてしまった。

彼女たちの存在は、公的「歴史」から排除されていたが、兵士たちの語りやルポには描かれていた。とはいえそこでの彼女たちの姿は、一方的に日本軍「兵士」の側の視点や、その視点に同化した者によって書かれたものであり、彼らに都合のいい解釈装置にはめ込まれたものである。その意味でも、彼女たちの声は何重にも消去されていた。しかし彼女たちが、このような「歴史」に抗して声を挙げ、証言を始めた時、「歴史」の再審が始まった³。

既成の歴史学者の中からも、彼女たちの声に応じようとした人々がいたことを、先ず指摘しておかねばならない。証言者の声に心を揺さぶられ、その応答を自らの歴史学の分野で誠実にしようとした代表的な人として、石田米子を挙げたい。

彼女は、1992年に東京で開かれた日本軍「慰安婦」問題の国際公聴会で中国人の被害女性万愛花の証言を受け、彼女が被害を受けた中国山西省の村に入って、現地で生活している村人たちから聞き取り調査を行うことを決断した。その作業は彼女が調査報告として2004年に『黄土の村の性暴力』を刊行するまでに、すでに7年間を経過しており、今なお続行中である。

読み書きの訓練を受けることのできなかつた高齢の女性たちから、彼女たちの人生において最も苛酷な体験を聞き取るという作業は困難極まるものである。まして加害者側に属する日本人歴史研究者に不信感こそあれ、自身においても共同体においても「恥」とされたことを彼女たちは果たして語るだろうか。この厳しい状況において、石田は、その歴史学者としてのキャリアをいったん白紙にし、被害女性たちと個人的な人間関係を築きつつ、その個別的な語りを聞き取る中で、試行錯誤を重ねつつ、個人の内部に隠蔽されていた生身の個人史がリアルに立ち上がってくる現場を目撃していくという、独創的な方法を編み出していった。

「50年以上たって目の前に現れた日本人に対し、その長い年月、村人はもちろん家族に対しても自らの被害の苦しみを訴えることができず、重い沈黙を強いられてきた被害女性たちは、最初から自らの被害を順序だてて語れたわけではない。誰もが自らの被害を恥じ、自分を責め、被害の核心を語ろうとすると気分が悪くなったり失神したりした。とぎれどぎれの記憶の断片を受け止めながら、語る被害女性たちと聞く私たちの過去に向き合おうとする双方向の、苦しいが相互の信頼を築いていく貴重な過程があった」⁴。

石田によれば、被害女性たちが、自らの被害に向き合い、自分は悪くないという自信を取り戻すことで、被害を具体的に物語れるようになったのは、聞き取りを開始して1年後であったという。厳しい条件的制約の中で、個人の体験とその記憶の個別性にこだわるという聞き取り方法が、被害女性たちの意識変化を促し、分断されていた人間への信頼を取り戻した。彼女たちは、個別化されていた怒りと無念さが歴史的暴力と結びついているということに気づき、それを公的なものにしていくために裁判で闘うことを決意するに至った。

3 この経緯については大越愛子『フェミニズムと国家暴力』、世界書院、2004年参照

4 石田米子他編『黄土の村の性暴力』、創土社、2004年、22頁

彼女たちは、日本政府に対する裁判に乗り出すとともに、「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」にも参加し、心身を切り裂くような証言を行ったのである。

石田の方法論は、戦争や軍隊暴力があったから、悲惨な犠牲者が数多く出たという俯瞰的な歴史記述ではなく、個別的な身体に刻まれた暴力の記憶の実態を詳細に叙述していくことで、それらを排除していた大文字の「歴史」それ自体のあり方を串刺しにしていくという、まさに「歴史」解体的な試みと言える。個別的な語りは、大文字の「歴史」が前提としているイデオロギーや国家史観などの欺瞞をもえぐり出してしまうからである。

三 「歴史」の再審

2001年12月の「女性国際戦犯法廷」ハーグ判決には、「歴史」に関する様々な言及がある。先ず第1部の「序文と裁判の背景」はA「沈黙の歴史を破って」から始まる。その第6項に「法廷」の目的として、「本法廷は、女性に対する犯罪、特に性的犯罪を矮小化し、免責し、無視し、曖昧にする、これまでの歴史の傾向を正すために設立された。そうした犯罪が従属的地位にある民族集団の女性に対して行われる場合、この傾向はいっそう顕著である」⁵と明記されている。

ここで、従来の「歴史」が、女性に対する犯罪、特に性犯罪を矮小化、免責してきたという不正義に対して再審する必要があること、このような不正義を曖昧にしたままで「歴史」が語られることに対する倫理的判断が要請されるという問題が提示されている。このような「歴史」の再審の動きは、「女性に対する暴力」が不処罰化されてきたことに抗する世界的な女性運動と連動している。

そこにまた「従属的地位にある民族集団の女性」と特に付記してあるように、支配民族集団による被支配民族集団への暴力、不処罰化されていた植民地主義暴力の論点も導入されていることを看過してはならないだろう。植民地主義暴力の問題は、ハーグ判決と同年の夏、8月末から9月初旬に南アフリカのダーバンで開かれた国連主催の「人種差別・奴隷制・外国人嫌悪」撤廃に向けての世界会議において、有史以来初めて主要論題となっていたのである。

しかしこの世界会議は、その直後に生じたニューヨークの世界貿易センタービル、およびワシントンのペンタゴンへの航空機衝突事件、いわゆる9.11事件によって、「歴史」から消去されようとしている。本論ではこれ以上論及できないが、いずれにせよ、欧米植民地暴力の上に成立した「世界史」を再審する、この世界規模の画期的な試みを消去させてはならないだろう。そして同年12月のハーグ判決は、明らかにこの「世界史」の再審の動向を踏まえて出されたものである。

「歴史」の再審を遂行して提示されたハーグ判決の第8部「結論」は、次のように「歴史」に対する国家の責任をも、論及している。

「国家は、歴史を通じて繰り返し、武力紛争下における女性に対する性的犯罪およびジェンダーに基づく暴力を無視し続けてきた」⁶。

このような論点は、「女性国際戦犯法廷」が国家機関や国際機関ではなく、国家を超えた国際市民社会に依拠する民衆法廷だから出てきたと言えるかもしれない。そこでの民衆法の論拠は、ジョン・ロールズやリチャード・ファークなどの理論に基づいており、国民国家が「正義を保証する義務を履行しない場合」、国境に制約されず、国境を越えて共有された共通の価値観、即ち「国際人道法」による市民たちの介入の権利

5 VAWW-NET Japan 編『女性国際戦犯法廷の全記録』Ⅱ、緑風出版、2002年、109頁

6 同上、442頁

を主張している。

「国民国家は、直面するさまざまな問題、旧来からの問題もあれば新たな問題もあるが、それらに対処する能力が十分でないことに気づいている。……民衆が一定の役割を果たし、重点が国家から民衆に移行したこともこれまでなかった現象である。このような変化の一側面として、国際市民社会が成長している。このような変化により、国際協力の方法、つまりグローバル・ガバナンスの制度とプロセスの改革が求められている」⁷。

国家による歴史の再審は現時点では困難な状況にある。そして国家間の連合である国連も、一度は「世界史」の再審に踏み込もうとしたものの、再び国家間のパワーポリティクスの強化によって、再審は不可能な事態に陥りつつある。このような場合は、国境を越えた市民のネットワークによって「歴史」を再審する行為が正当性を持つのである。

これは、「法廷」の倫理的正当性のマニフェストと言えるものである。「法廷」は、「法廷」非難の論者がいうような、リベンジでも見せしめ裁判でもない。不正義に基づいて構成された「歴史」へ倫理的観点を導入することで、「歴史」を揺さぶり、その実像を暴き出し、その再考を促そうとするものである。判決結論の最終部分において、そのことが明確に主張されているのを注目すべきであろう。

「歴史のページに名前が刻まれてきたのは、せいぜい犯罪を犯した、あるいはその犯罪を訴追した男性たちであり、被害を受けた女性たちではなかった。しかし、この判決は、証言台で自らの体験を語り、それによって少なくとも四日間にわたり、不法を断頭台に送り、真実を王座に据えたサバイバーたちの名前を、銘記するものである」⁸。

「歴史」の再審は、「歴史」が誰のものとしてきたかを明らかにし、このような「歴史」の有り様を存在自体で告発する声に耳を傾け、その存在を可視的に書き込むことで、「歴史」の転換をもたらすことの必要性を提示している。それは、「歴史」を暴力や権力の跳梁する場と居直ることから、「歴史を語ることの倫理」へと、思惟の力を向けることと言えるだろう。

ここで「歴史」の再審とは、間違った不正義の「歴史」に対して、「正しい歴史」を対置することでは決してないと、明確に論じておく必要がある。「歴史」が再審されねばならないということ自体、「正しい歴史」はあり得ないということを前提としている。「歴史」は過ちをおかすのであり、その過ちは事後的にしか検証されえないのである。

国家や共同体が「歴史」を管理していた時代は、「正史」が仮想された。国家や共同体それ自体が問い直されている現在だからこそ、国家や共同体が正当化してきた「歴史」を事後的に検証することができる。ナショナリズムや民族主義の呪縛、イデオロギーのレンズをはずした時に、そこにどのような過去の光景が現在的に蘇るだろうか。

もちろん何かを論じ記述する場合、無垢・無謬の立場はありえず、何らかの思惟の形式あるいは思いこみを通してしか言説化しえないことは、周知のことである。「歴史」を検証することは、論者自身が内包している価値観・世界観を検証すること抜きにはありえない。一定の出来事が様々な視点において異なった相貌を帯びて現れてくること、その差異がどのような権力関係、時代背景、ポジションのずれとつながるのかなどは、常に検証され続けねばならないだろう。

「歴史」を書く現場には、いわゆる歴史資料のみならず、それを読む複数の視点の交差、様々な言説が飛びかう論争、意味が生成されたフィールドへの踏査などが要請されることになる。「歴史」を書くことが共同作業となること、それも統一された意見の共同作業では決してなく、不協和音をも含有した作業となること

7 同上、122頁

8 同上、443頁

とが予想される。しかしそのことはマイナス要因ではなく、むしろそれが「歴史を書くこと」の倫理性を開くことになるのではないかと問いかけておこう。

四 Her-storyの試み

ここで、前述した石田米子の方法論をさらに考えてみたい。彼女は、加害者と被害者の二元論が圧倒的に自明視されている山西省の村の中に、加害国の女性として個別的被害者に寄り添おうとする重層化したポジションによって参入し、警戒されつつ信頼関係を築く中で、個別的身体に刻まれた暴力と権力の複雑な位相を読み解いていった。それは、被害国一色に塗りつぶされた大文字の「歴史」においては隠蔽されてしまう、錯綜した暴力のベクトルの解釈という困難な営みである。

石田は、日本軍に支配された農村において、性暴力被害を受けた女性たちの個別的体験と向き合うことで、彼女たちが被害者となっていくプロセスに発動した権力、決して言語化されることのなかった日常的権力の発動の場にも、果敢に向き合った。

「家族と村がかばいあい守ろうとしたものは何であったのか。まぎれもなく侵略した国家・軍隊こそが被害の構造を強いたのではあるが、抗日する民族・国家もまた集団の生存と集団の自尊のために女性個人の被害の個別性にこだわりきらなかった。〈敵の女〉であることによって人間としての尊厳を蹂躪された女性たちは、〈敵によって蹂躪された女〉であることによってその存在自体が共同体の名誉を傷つけるものとなったのである。文字を知らない、村の歴史も知らない性暴力被害者の女性たちが、その記憶を自ら語り始め、自らの歴史と自尊を取り始めたことで、加害と被害のモザイクのような関係と沈黙を強いてきた構造が一つ一つ姿を現し、ここに関わる様々な人々に自らの人生と向き合わせた。沈黙を破った被害女性たちによって見えてきた日本軍の侵略と住民支配、性暴力被害の実態により、彼女たちを記録しなかった史料は今までと違う読み方をされなければならなくなったのである」⁹。

石田は、「歴史」において最も言葉を奪われてきた、その意味でサバルタン化していた性暴力被害女性の証言を記述し、いわゆる「歴史 His-story」から排除されてきた「彼女たちの物語 Her-story」を構築していると言える。しかしその場合の Her-story とは、書かれてこなかった女性に関わる記述をすれば事たれりというようなものではない。そうした意味での女性史は、男性中心の「歴史」を補完するものにすぎない。石田の紡ぎ出す Her-story は、記録されることのなかった女性たちの眼差しによって、彼女たちを無視してきた「歴史」とは何であったのか、という「歴史」の問い直しを迫るものであり、既成の「歴史」観に安住して書かれている諸資料の批判的読解を要求する作業でもある。

それは、単に被害女性たちをステレオタイプな犠牲者として記述するのではなく、彼女たちに沈黙を強いた構造的暴力に彼女たち自身もいかに組み込まれていったか、男性に都合のいい価値観を内面化させられることで、女性たちが分断に陥り、無力化させられていったかを解き明かすことである。このような苛烈な作業によって、個別的な人間関係、身体や性意識、共同体の防衛と維持などの日常的に行使される無数の行為や事件こそが、構造的暴力を再生産していることが明らかにされる。そうした無数の行為や事件に付与されてきた意味の呪縛を解くことが、構造的暴力の解体につながることを提示されていく。

石田は、「歴史を語る」という行為実践が、語る者とそれを聞き記す者の相互に生き方の変革を促し、新たな生の意味を発見する場を開くことを示唆している。その意味で Her-story は記述されるものというよりも、生成してくるものである。個別的な関係性の中で、その都度生成する Her-story が実体化された His-story

9 石田米子他編『黄土の村の性暴力』、232頁

に突き刺さり、その硬直した意味の体系を揺さぶり、そこに作動していた暴力や権力の痕跡を露呈していくのである。

振り返れば、「女性国際戦犯法廷」とは、被害女性たちの証言とそれを真剣に聞き取る法律家や支援者たちとの開かれた関係性によって、無数の Her-story が生じた、象徴的な場であったと言える。それらの Her-story が、硬直化していた His-story の再審を促したのである。

とはいえ「法廷」が提示した Her-story による「歴史」の再審は、未だ象徴的段階にあり、第一歩にすぎない。実際に「歴史を書く」ことにおいて、どのように Her-story を生成させていくかという困難な課題に、私たちはぶつからざるをえないのである。

五 試行錯誤を経て

2001年秋に「法廷」の提起を受けて、切実な問題意識を持つ日韓の複数の女性研究者、アクティヴィストたちが、共同で東アジアの近現代史を再考する歴史教材作りに取りかかることを決定した時、「女性と戦争・人権」センターの金允玉は、次のように述べた。

「この仕事は、21世紀はじめから再燃した歴史教科書問題に直面して、両国の女性たちが共同で、女性たちが望む新しい世界のビジョンを教えることのできる歴史教材を、両国の女性たちの手で創ってみようとする合意から始まった。…これは歴史的にはじめて試みられる〈韓日女性の共同作業〉となるだろう。二つの国の女性が、いわゆる“ジェンダー的観点”という共通分母によって、今まで両国の男性たちが作った教科書を、再構成・再解釈しようというのである。このことの重要さは、植民地支配の加害者と被害者という立場をもちながらも、両国の女性たちが、“ジェンダー視点”という共通の認識を基礎に据えながら、近現代史を再構成・再解釈する作業だという点にある」¹⁰

この時点で、Her-story として東アジアの近現代史を生起させるということの意味が明らかであったわけではない。熱い志は共有されていたが、方法論などに関する合意は無かったと言ってよい。Her-story の意味は、激しい論争や試行錯誤を経て、次第に開示されてきたのである。しかもそのことは執筆者間で容易には受け入れられたわけではなく、結局従来のやり方が無反省的に繰り返されるという事態も多々生じた、

そこで目立った問題をまとめてみると、第一に Her-story をいわゆる「女性史」と捉え、女性の生活や生き方、あるいは思想を記述していけばよいとする、本質主義が強固であったことがある。第二に、「二つの国の女性」という言葉に残っているように、国家や民族という枠組みを超えることの困難さである。第三に登場する人々をステレオタイプなイメージから解きはなち、彼／彼女がどのようにしてジェンダー化されたかの権力作用をえぐり出す作業が不十分であったことである。

これらのことは、3年間の共同研究と、1年間の共同執筆という試行錯誤のプロセスを経て、ようやく明示的となってきたものである。そのため残念ながら2005年10月に発刊されたものは、上記の問題点を克服しているとは到底言えない¹¹。今回の共同作業が、「歴史」の再審、Her-story の生成だと辛うじて言えるのは、書かれた教材の中身よりはむしろ、「歴史を書く」という実践が、日韓、在日の執筆者たちとの交流、激論、差異の確認、合意、誤解、再協議などの関係性の場を開いたことにある。個別的な関係の中で、「歴史」を書くことに関する各自の問題意識や価値観が露呈され、厳しい試練に出会う場面も少なくなかった。

しかしながら、何らかの統一的な視点ではなく、複数の執筆者が各自のパートを各自の論点で書いていく

10 「女性・戦争・人権」学会ニューズレター特別号、2002年

11 日韓「女性」共同歴史教材編纂委員会編『ジェンダーの視点からみる日韓近現代史』、梨の木舎、2005年

という叙述スタイルは、プリコラージュとしての「歴史」記述の可能性を提起したと言える。全く異なった視点から書かれた「歴史語り」の共存は、読者に違和感を与え、相互の語りに対する批評性を促すからである。

この作業で再確認できたのは、私たちは「正しい歴史」を書くことを目指したのではなく、「歴史」は様々な視点から構成されているものという前提の下に「歴史」の中に事後的に参入し、それによって新たな亀裂、分裂を呼び起こし、たえざる解体と再建を反復するプロセスをたどろうとしたということである。今回の作業は、「ジェンダー視点から東アジアの近現代」を再考するという大きなビジョンから考えれば、まさに未だ端緒にすぎないと言えるが、複数の語りから生成してきた地平を、さらなる切磋琢磨によって多層化していくこと、その可能性を今後も追求していきたいと思う。